					号、第二号及び第四号に掲げる事業を営む者にあつては、毎四半期の最終月の末日から二月）を経過する日
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
四　電気保安年報（原子力発電所に係るものを除く。）	法第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者	様式第八	七月末日	経済産業大臣	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
六　ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）	法第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者	様式第十	七月末日	経済産業大臣	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（事故報告）

第三条　電気事業者（法第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

2　［略］

					号、第二号及び第四号に掲げる事業を営む者にあつては、毎四半期の最終月の末日から二月）を経過する日
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
四　電気保安年報（原子力発電所に係るものを除く。）	法第三十八条第三項各号に掲げる事業を営む者	様式第八	七月末日	経済産業大臣	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
六　ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）	法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者	様式第十	七月末日	経済産業大臣	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（事故報告）

第三条　電気事業者（法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

2　［略］